平成２７年（フ）第９３１４号
東京都中野区沼袋３丁目33―６―101
債務者　若師佳穂里
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３１５号
東京都品川区西五反田６丁目16―９　諏訪方101
債務者　池田　公一
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３１８号
東京都荒川区町屋４丁目17―12―202
債務者　小林　恵美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３２１号
東京都江東区南砂５丁目11―９
債務者　多田　一彦
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３２５号
東京都江戸川区南小岩１丁目６―13
債務者　高田　定男
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３２６号
千葉県流山市前ケ崎719　南柏スカイハイツＡ―302
債務者　亀山　光一
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３２８号
東京都大田区仲六郷４丁目18―１　旅館おおさわ
債務者　高野　　満
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３４６号
東京都大田区東雪谷２丁目16―２
債務者　高木　義博
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３５０号
東京都杉並区和田１丁目８―20
債務者　大橋　智美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３５３号
東京都足立区谷中４丁目20―27―104
債務者　大野　建二
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３５４号
東京都江戸川区篠崎町７丁目27―７―203
債務者　石川　昇二
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３５６号
東京都町田市玉川学園７丁目14―15　コートサイド７　103
債務者　松尾　繁之
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３６１号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目４―12―201
債務者　中村　　勇
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３６２号
東京都大田区西蒲田３丁目19―５―103
債務者　橋口　正雄
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３６３号
東京都板橋区若木２丁目12―５―101
債務者　冨井慎太郎
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部